

国立看護大学校同窓会 規約

制定 平成 18 年 3 月 17 日
改訂 平成 23 年 10 月 8 日
改訂 平成 24 年 10 月 6 日
改訂 平成 31 年 4 月 1 日

第1章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、国立看護大学校同窓会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を深め、看護の発展と社会に貢献すると共に、国立看護大学校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 会員相互の連絡および振興に関する事業
- 2) 名簿および会報などの発行
- 3) 国立看護大学校の活動への支援
- 4) その他本会の目的達成上必要となる事業

(事務局)

第 4 条 本会の事務局は、東京都清瀬市梅園 1-2-1 国立看護大学校内に置く。

第2章 会則

(会員)

第 5 条 本会は、以下の者を会員とする。

1. 国立看護大学校看護学部の卒業生
 2. 国立看護大学校研究課程部の修了生
 3. 国立看護大学校の現旧教職員のうち本会への入会を希望する者
- 1) 本会を退会しようとする者は、その旨書面で会長に届け出るものとする。
 - 2) 会員は改姓、住所変更が生じた際には、速やかに本会に届け出なければならない。
 - 3) 会員が本会の名誉を毀損し、または本会の目的、主旨に反する行為をとった場合には、総会の議を経てこれを除名することがある。

第3章 組織

(組織)

第 6 条

1. 本会に以下の機関を置く。
 - 1) 代議員会
 - 2) 理事会
2. 代議員会
 - 1) 代議員会は会長、副会長ならに代議員で構成する。

- 2) 代議員会は以下の議題を審議する
 - a. 理事ならびに監事の選任
 - b. 会長候補者の総会への提案
 - c. 規約改正の総会への提案
 - d. 会費（入会金ならびに会費）改訂を除く細則改正の承認
 - e. 会費（入会金ならびに会費）改訂の総会への提案
 - f. 臨時総会開催の承認
- 1) 理事会
 1. 理事会は会長、副会長ならびに理事で構成する。
 2. 理事会は本会の執行機関とし、その業務内容などは細則に定める。
 3. 理事会は会長がこれを招集する。

（役員および役員選出）

第7条 本会には、次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 1名以上2名以内
 - 3) 理事 若干名
 - 4) 監事 2名
 - 5) 代議員 各卒業年度2名以上、各学年の学生2名以上
2. 会長は、会員の中から次の方法で選出する。
 - 1) 代議員会は会員の中から細則に定める方法で会長の候補者を推薦する。
 - 2) 代議員会において推薦された各候補者は細則に定める方法で総会の承認を受けて会長として選任される。
 3. 会長は会員の中から副会長の候補者を推薦し、細則に定める方法で総会の承認を受けて副会長として選任される。
 4. 理事は代議員会において選任される。
 5. 監事は、会員の中から代議員会において選任され、会の財務を監査する。
 6. 代議員は、各卒業年次の会員、各学年の学生会員で互選により選任する。

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は次に示す通りである。

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し必要な場合これを代行する。
3. 理事は、理事会を組織し、その決議により本会の活動を運営する。
4. 監事は、本会の会務や会計を監視・監査し、総会にてこれを報告する。
5. 監事は、理事・代議員などと兼ねてはならない。
6. 代議員は必要に応じて会務を遂行する。

（役員の仕事）

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 一期2年とし、再任を妨げないようにする。但し代議員はこの限りでない。
2. 役員は、任期終了後も後任者が決定するまで、その仕事を行う。
3. 欠員の補充によって就任する役員の仕事は、前任者の在任期間とする。
4. 会長は次の場合において役員を解任することが出来る。
 - a. 役員の仕事の2/3以上の解任請求が生じる場合
 - b. 仕事に耐えられない状況やその他やむを得ない状況が生じた場合

第4章 会議および総会

第10条 本会の会議は、総会、代議員会、理事会とする。

第11条 総会は、年1回開催することとし、事業の執行状況、役員を選出・承認、その他本会運営における決議事項を議決する。また代議員会が必要と認めた場合に、臨時総会を開くことができる。

第12条 総会は次の議題を審議する。

1. 会長の承認
2. 副会長の承認
3. 規約改正の承認
4. 会費（入会金および会費）改訂の承認
5. 予算・決算の承認
6. 代議員会・理事会および会員10名以上が共同提案する1～4以外の議題

第5章 会計ならびに会計年度

第13条 本会は入会金、会費、寄付金をもってこれにあてる。

第14条 本会の会計年度は、毎年10月1日に開始し、9月30日に終了する。

第15条 会員は入会金ならびに会費を収めるものとする。その額は細則において定める。

第6章 附則

第16条 本規約は代議員会の議を経て総会の承認により改正することができる。

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は代議員会において定めることとする。

国立看護大学校同窓会 細則

制定 平成 18 年 3 月 17 日
改訂 平成 23 年 10 月 8 日
改訂 平成 24 年 10 月 6 日
改訂 平成 31 年 4 月 1 日

同窓会規約第 17 条に従い、細則を定める。

第 1 条 総会について次のように定める。

1. 成立条件

総会への出席会員ならびに委任状提出全員の合計会員数が会員数と比して著しく少ない場合、総会は成立するものとする。

2. 議決方式

出席会員（委任状を含む）の過半数の支持を得ることにより議案を決するものとする。

3. 議事の進行

総会は原則として会長が議事を進行する。会長承認についての審議は副会長が議事を進行するものとする。

第 2 条 代議員会について次のように定める。

1. 成立条件

代議員会は出席代議員ならびに委任状提出代議員の合計代議員数が全代議員数と比して著しく少ない場合、代議員会は成立するものとする。

2. 議決方法

審議する議案は出席代議員（委任状を含む）の過半数の支持を得ることにより議を決するものとする。

3. 議事の進行

代議員会は原則として会長が議事を進行する。会長推薦についての審議は副会長が議事を進行するものとする。

第 3 条 理事会について次のように定める。

1. 成立条件

理事会は構成員の 2/3 以上の出席（委任状を含む）した場合、成立する。

2. 議決方式

審議する議案は出席者（委任状を含む）の 2/3 以上の支持を得ることにより議を決するものとする。

3. 理事会は次の業務を遂行する。

a. 細則改正の代議員会への提案

b. 予算の策定ならびに代議員会・総会への提案

c. 決算業務ならびに決算内容の監事・代議員会・総会への報告

d. 同窓会名簿の作成ならびにメンテナンス

e. 広報活動、講演会等の計画・運営

f. 本会の運営にかかわるその他の業務

4. 理事会の中に次の業務を担当する理事をそれぞれ若干名ずつ置く。

a. 会員担当理事

- 本会名簿の作成ならびにメンテナンスなど会員名簿にかかわる業務
- b. 広報担当理事
会報の発行、講演会等の計画・運営など各種広報活動業務
 - c. 会計担当理事
本会の会計、決算報告、予算案作成等の業務

第4条 本会の会費などについて次の通り定める。

1. 会費

会員は本会に入会する際に会費を支払う。なお、その金額は5,000円とする。